

# 一般財団法人 日本緑化センター 緑化優良工場等表彰実施要領

工場または工業団地等の緑化（以下「工場緑化」という。）の推進について、特に功績のあった工場及び製造業にかかる研究所、団体または個人に対する表彰を下記により行うものとする。

## 記

### 1. 表彰者

一般財団法人 日本緑化センター 会長

### 2. 表彰の対象

都道府県、政令指定都市から推薦された次の工場等を対象とする。

- (1) 工場緑化の推進に積極的に努力することにより、周辺地域の生活環境の向上に顕著な功績のあった工場及び製造業にかかる研究所
- (2) 工場緑化の推進、普及啓発等に顕著な功績のあった団体（工業団地の管理組合等を含む）または個人（NPOを含む）

### 3. 表彰の種類

緑化優良工場等として(一財)日本緑化センター会長が表彰する表彰の種類は、(一財)日本緑化センター会長賞と同会長奨励賞の二種類である。

#### (1) (一財)日本緑化センター会長賞

工場緑化の推進に顕著な功績のあった工場および製造業にかかる研究所、工場および製造業にかかる研究所または工場団地等の緑化推進に顕著な功績のあった個人・団体に授与される賞

#### (2) (一財)日本緑化センター会長奨励賞

積極的に工場緑化を推進しているが、さらに一層の努力が期待される工場及び製造業にかかる研究所に授与される賞

基本的には(一財)日本緑化センター会長賞に準ずるものとする

注) 公害関係法に基づく改善命令等を過去3か年間に受け、表彰対象として好ましくない工場及び製造業にかかる研究所は除く

#### 4. 表彰の基準

(1) 緑化優良工場等表彰の対象となる工場及び製造業にかかる研究所は、次の各項目を総合的に勘案して、工場緑化の成果が顕著と認められるものとする

- 1) 緑地等の割合
- 2) 緑地等とフェンスの配置
- 3) 緑地等の内容（緑地の種類、形態、景観等）
- 4) 緑地等の維持管理
- 5) 工場緑化の継続性
- 6) 新たな課題への取り組み

注）工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項で規定する「特定工場」にあつては、「工場立地に関する準則」の本則に適合していること

(2) 緑化優良工場等表彰の対象となる団体（工業団地の管理組合等を含む）または個人は、次の各項目のいずれかにおいて、功績顕著と認められるものとする

- 1) 工場緑化の推進又は普及啓発に対する貢献
- 2) 工場緑化に関する技術の開発・改善の実践
- 3) 工場緑化に関する研究（論文発表等）

#### 5. 被表彰者の推薦、選考及び表彰の方法

(1) (一財)日本緑化センター会長は、都道府県知事および政令指定都市の長に対し、被表彰者の推薦について依頼するものとする

また、(一財)日本緑化センター会長も、これに準じて推薦することができる

(2) 都道府県知事および政令指定都市の長は、推薦しようとする工場及び製造業にかかる研究所、団体または個人について、別に定める「推薦書」を正本1部作成し、(一財)日本緑化センター会長に推薦するものとする

(3) (一財)日本緑化センター会長は、各経済産業局の長に対して、所管する都道府県知事および政令指定都市の長より提出される推薦書の取りまとめを依頼するものとする

(4) (一財)日本緑化センターは、(一財)日本緑化センター内に「緑化優良工場等選考委員会」（以下「選考委員会」という）を設ける「選考委員会」は、(一財)日本緑化センター会長が関係官公庁、学識経験者等のなかから委嘱した委員により構成される

(5) 選考委員会は、都道府県知事等からの推薦書を参考として、(一財)日本緑化センター会長賞、同会長奨励賞の被表彰者を選考するとともに、(一財)日本緑化センター会長が経済産業大臣に推薦する経済産業大臣表彰の被表彰候補者を選考する

(6) 表彰は、(一財)日本緑化センター会長の表彰状をもって行う

(7) (一財)日本緑化センター会長表彰については原則として会長賞は20件以内、会長奨励賞は5件以内とする

(8) 表彰は、「工場緑化推進全国大会」において行う

以上